

奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第十三号

奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則

(趣旨)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。

以下「条例」という。）に基づく奈良県立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）に勤務する職員並びに奈良県の市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）立の学校に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。）の勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、「校長等」とは、県立学校にあつては奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）第二条第一号に規定する校長、市町村立学校にあつては市町村教育委員会（一部事務組合に置かれる教育委員会を含む。）をいう。

(勤務時間の割振り)

第三条 条例第四条第二項に規定する勤務時間の割振りは、校長等が行うものとする。

2 前項の規定により校長等が勤務時間を割り振る場合の基準は、月曜日から金曜日までの五日間において一日につき七時間四十五分となるように割り振るものとする。

3 校長等は、条例第五条第一項に規定する職員については、業務の状況その他の理由により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において勤務時間の割振り及び週休日について、奈良県教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。

4 校長等は、学校運営上特に必要があると認めるときは、職員の全部又は一部につい

て、前二項に規定する勤務時間の割振りを変更することができる。

（週休日の振替の特例）

第四条 校長等は、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条に規定する教育職員をいう。）については、学校運営上特に必要がある場合であつて条例第六条の人事委員会規則で定める期間とすることが困難なときは、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする十
六週間後の日までの期間とすることができるものとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。